



平成 30 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 日本和装ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 道面 義雄  
(コード番号：2499 東証第二部)  
問 合 せ 管理本部長 道面 義雄  
責 任 者

### (訂正) 「支配株主等に関する事項について」の一部訂正について

当社が平成 26 年から平成 30 年の 5 期にわたって開示いたしました「支配株主等に関する事項について」の記載事項に訂正がございました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。訂正前と訂正後をそれぞれ記載し、下線を付して表示しています。

#### 記

##### 1. 訂正の理由

当社は、平成 30 年 10 月 31 日付で公表いたしました「内部管理体制の見直し及び特別調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、過年度の関連当事者等との取引に関する事実関係や原因の究明について調査を行う必要があるとの認識に至り、外部専門家を招聘した特別調査委員会を設置し、調査を行いました。その結果、平成 30 年 10 月 31 日付で同調査委員会より調査報告書を受領し、同日の臨時取締役会において過年度の関連当事者取引について必要な追認決議等を行いました。

当該取引については、関連当事者取引を把握する仕組みや当該取引を牽制する業務が確立していなかったところ、当時の管理本部長により、必要な業務プロセスを経ないまま取引が行われたことにより、当社として当該情報を把握することができなかつたものであります。また、適時開示の責任者である情報取扱責任者を同管理本部長が兼任していたことから、再度確認するプロセスがないまま開示に至ったものあります。

また、経理担当者においては、当該取引の存在を検知でき得る業務であり、決算業務担当者においても検知でき得る業務でありましたが、関連当事者取引の重要性の認識や知識が不足していたことから、当該取引を検知することができなかつたものと認識しております。今般、当社は正確な関連当事者取引の内容を認識し、支配株主等との取引について訂正に及んだものです。当社といたしましては、再発防止策として、平成 30 年 11 月 13 日開催の取締役会において、外部より招聘する管理本部長候補の人選を終了しており、同本部長のもと、内部管理体制の再構築を行ってまいります。

なお、平成 30 年 3 月 30 日提出分の訂正につきましては、連結財務諸表規則第 15 条の 4 の 2 に該当する金額と判断されるため、訂正しております。

## 2. 訂正の内容

### 【平成 26 年 3 月 31 日公表分】

(訂正前)

#### 2. 支配株主等との取引に関する事項（自平成 25 年 1 月 1 日 至平成 25 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

#### 3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。

将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

(訂正後)

#### 2. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との取引に関しては、開示すべき重要な取引はありません。

#### 3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

### 【平成 27 年 3 月 31 日公表分】

(訂正前)

#### 2. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。

将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

(訂正後)

2. 支配株主等との取引に関する事項（自平成 26 年 1 月 1 日 至平成 26 年 12 月 31 日）

支配株主等との取引に関しては、開示すべき重要な取引はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

**【平成 28 年 4 月 4 日公表分】**

(訂正前)

2. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。

将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

(訂正後)

2. 支配株主等との取引に関する事項 (自平成 27 年 1 月 1 日 至平成 27 年 12 月 31 日)

支配株主等との取引に関しては、開示すべき重要な取引はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

**【平成 29 年 3 月 31 日公表分】**

(訂正前)

2. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。

将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

(訂正後)

2. 支配株主等との取引に関する事項 (自平成 28 年 1 月 1 日 至平成 28 年 12 月 31 日)

支配株主等との取引に関しては、開示すべき重要な取引はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

## 【平成 30 年 3 月 30 日公表分】

(訂正前)

### 2. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。

将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

(訂正後)

### 2. 支配株主等との取引に関する事項 (自平成 29 年 1 月 1 日 至平成 29 年 12 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 重久	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 58.71 間接 0.07	—	借上社宅家賃等の負担	18,886	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

借上社宅家賃等の負担は、実費相当額であります。

### 3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会にて、支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該

取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。

また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

以 上

本件の問合せ先

管理本部 管理部 TEL.03-3216-0040